

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 二 第 卷 十 第

行 發 日 一 月 二 年 九 正 大

論 說

資本論に見はれたる唯物史観……………法學博士 河 上 肇

社會的租稅政策の根本理論……………法學博士 小川郷太郎

鎌倉時代の家族制度(一)……………文學博士 三浦 周行

消費稅が生産者に及ぼす影響の社會政策的考察……………法學博士 神戶 正雄

植民地の土地政策(二完)……………法學博士 山本美越乃

交通の意義と交通論の問題……………法學士 小島昌太郎

時事問題

支那の日貨排斥運動……………法學博士 戸田 海市

雜 錄

手形交換所制度論(一)……………法學士 大森 研造

絹に關する外國語……………法學博士 財部 靜治

岡山藩の開墾策(一)……………黑 正 巖

手形交換所制度論 (一)

大森 研 造

目次 緒論 第一節 手形交換所の意義 第二節 手形交換所制度の沿革 第三節 手形交換所制度の經濟上に及ぼす效果 第四節 手形交換所の組織及び手形交換方法 第一款 手形交換所の組織 第二款 手形交換の方法 第五節 代理交換 第六節 地方交換 第七節 手形交換所に於ける制裁 第一款 不渡手形に對する制裁 第二款 誤算遲刻及び缺席に對する制裁 第八節 手形交換所の特種業務 第一款 手形交換所の貸出證券 第二款 手形交換所の銀行検査制度 第三款 手形交換所の信用調査制度 第九節 各國に於ける手形交換所制度 第一款 外國に於ける手形交換所制度 英國 北米合衆國 獨逸 佛蘭西 第二款 我國に於ける手形交換所制度 緒論 參考書

緒 論

最近世界銀行業の大なる進歩と共に、更に之に伴ひて著しき發達をなしたるものを手形交換所制度なりとす、蓋し手形交換所は銀行の重要

なる補助機關として、銀行業務の發達と密接なる關係を有するものなればなり。

惟ふに、現今信用の發達せる社會に於ては、銀行の取扱物件の大部分は、手形及び小切手の如き信用形式に依るべきが故に、其日常の取引上銀行は相互の間に頻繁なる手形上の貸借關係を生ずるに至るべし、而して往時に於ては、斯の如き手形上の貸借關係を決済せんがために、一々振宛銀行に就きて手形小切手の取立をなしたりと雖も、商業取引の頻繁なる現今の社會に於ては、到底斯くの如き煩雜なる方法に依るを得ざるは言を俟たざる所なりとす、茲に於てか、銀行相互間に於ける手形上の貸借を、最も迅速且つ安全に決済せしむべき方法を要するに至れり、是即ち手形交換所制度の發達せし所以なり。

手形交換所は實に如上の目的を以て設立せられ、大に銀行業務の發達進歩を促したるものなるが、今や手形交換所の任務は漸次擴張せられ汎く、組合銀行の共同的施設を行ふの機關ならんとするに至れり、是れ蓋し手形交換所は、組

合銀行の共同利益を圖り、諸種の施設を行ふに最も適當の機關たるを以てなり、手形交換所事業擴張の現象は、主として米國に於て發達したるものなるが、就中手形交換所をして組合銀行の財産及び營業の状態を檢査せしめ、以て組合銀行の健全なる發達を企圖せんとするが如き、或は組合銀行の爲めに其華主の信用調査をなさしむるが如き、或は恐慌に際し交換所貸出證券を發行して克く貨幣の節約をなすが如きその主なるものにして、斯く手形交換所の任務は漸次其範圍を擴張し、今や經濟社會に於ける地位は益々其重きを加ふるに至れり。(註)

(註) James G. Cannon 氏其著 Clearing-Houses p. 12 に於て Special Functions of a Clearing-House を云ふ左の如きものを指摘せらる。 1. The extending of loans to the government (政府に對する貸出の延期) 2. Mutual assistance of members (組合銀行相互の救済) 3. fixing uniform rates of interest on deposits (預金利率の協定) 4. fixing uniform rates of exchange and of charges on collections (爲替料及取立手数料の協定) 5. The issue of Clearing-House loan certificates (手形交換所貸出證券の發行)

加之、手形交換所の蒐集する諸種の統計に就き

ては、大に之が研究を要すべきものあり、其他交換所の高に對する比例、地方交換と市内交換との割合、不渡手形の増減并に之が制裁、地方交換問題等皆吾人研究の對象として價値あるものとす。但し手形交換所の研究方法に理論的及び實務的の二方面あり、然れども實務に關しては既に之を敘述したるもの少なからざるを以て、本論文に於ては、主として理論的方面より之を論じ、其實務に就きては、最後に於て各國の手形交換所制度を述ぶるに當り少しく之を説明せんとす。

尙一言すべきは近時手形交換所の原理を擴張し、之を銀行相互間の貸借關係に止めず、此外種々の場合に適用せんとするの傾向を生じたることなり、今其著しきものを掲れば、鐵道交換(Railway - Clearing 物産交換(Produce exchange) 取引所に於ける清算所(Stock exchange clearing) 等是なり、此等諸種の交換所は、何れも經濟上重要な機關にして、之が研究の必要ありと雖も、本論文に於ては其範圍を手形交換所に限ら

んと欲するなり。

第一節 手形交換所の意義

手形交換所 (Clearing-House, Chambre de Compensation, Abrechnungsstelle) は交換組合に加盟せる各銀行より一定の時間に各代表者を出し組合銀行間に於ける手形上の貸借關係を決済するを目的とする機關なり。(註)

(註) Set-off, Abrechnung, Clearing, なる文字は何れも手形交換の意味に使用せらるゝも通常英語の Clearing を用ふるは此制度の先づ英國に成長發達せるに因るなり。

蓋し銀行は、預金又は貸出金の辨濟の爲めに多額の手形小切手其他の證券を收受し、又は取引先より是等取立の依頼を受くるものなり、而して是等手形小切手等にして其銀行に於て支拂ふものなる時は、帳簿上の振替に依りて容易に決済することを得べしと雖も、他の銀行に於て支拂ふべきものなる時は、一々其支拂銀行に至りて之を取立てざるべからず、之と同時に他の銀行に於ても亦之と同一の状態に在るを以て、

是等の銀行が一所に會合して互に手形小切手等を交換する時は、常に取立の煩勞と危険とを免れ得るのみならず、支拂銀行は之に依りて準備金を貯藏するの不利益を省くことを得べし、而して各銀行は、交換所に於て手形上の貸借を相殺すべきが故に、僅に其交換差額に就きてのみ現金受授をなせば足る、加之、中央銀行又は其他の大銀行の存在せる諸國に於ては、各銀行は之と當座勘定を開始し、交換差額の支拂は該中央銀行又は其他の大銀行の帳簿上の振替方法に依るを以て、克く巨額の貸借を決済するに於ても厘毫の現金を受授することを要せざるなり。

次に手形交換所の經濟上に於ける地位を説明せんに、手形交換所は一言以て之を蔽へば、銀行の最重要なる補助機關の一なりとす、抑も銀行が現時の經濟社會に於て最も重要なる金融機關として、經濟上著しき効果を有するは、殆んど言を俟たざる所なり、而して銀行が其經濟上重要な地位を保ち、幾多の職分を全からしめんが爲には、必ず其業務を發達せしむべき諸種の

補助機關を必要とすべし、而して茲に所謂銀行の補助機關とは、手形交換所、倉庫會社、手形仲買人、及與信所を總稱せんとす、是等各種の補助機關は、何れも銀行業務と密接の關係を有し、銀行の發達を促進するものなりと雖も、就中手形交換所は是等補助機關中最も重要な地位を占むるものと云ふを得べし。

蓋し現今銀行は、手形交換所に依らざれば多額の準備金を死蔵せざるべからざるのみならず其當座預金の機能は大に減縮せらるゝに至るべし、茲に於てか、現今商工業の旺盛なる地方に於ては概ね、手形交換所を設立し信用確實なる多數の銀行を以て其組合銀行となし、相互の利益を圖るが故に、苟も手形交換所の設備ある地方に於ては、交換所組合に加入せざるをきは、自行の手形小切手を自由に轉帳流通せしむることを得ざるのみならず、他行の手形小切手等をも亦自行に預金其他の形式として受入るゝこと困難なるべし、従つて手形取引上の圓滑を缺ぎ、到底交換所組合銀行と對立して營業を維持すべか

らず、或は殆んど銀行業を營むことを得ずと云ふも敢て過言にあらざるべし。

前述せし如く、手形交換開始の目的は、組合銀行間の手形上の貸借關係を最も迅速且つ安全に決濟せしむるにありしが、今や銀行制度の發達金融市場の變遷と共に、交換所の職分も漸次擴張せら、新に特別の任務を加ふるに至れり。

茲に於てか、近時手形交換所の意義は漸次擴張せられ(殊に米國に於て)手形交換所は單に組合銀行間に於ける手形上の貸借關係を決濟せしむる所となすに止まらず、尙其任務を擴張して、組合銀行間相互の利益を増進せんが爲めに諸種の施設を行ふ機關と看做さるゝに至れり、即ち James G. Cannon 氏は手形交換所を定義して曰く "A Clearing-house, therefore, may be defined as a device to simplify and facilitate the daily exchanges of items and settlements of balances, among the banks, and a medium for united action upon all questions affecting their mutual welfare." 斯くの如く、交換所任務擴張の傾向は、漸次諸國に於

1) Clearing-Houses, p. 1-2

ても之を見るに至りしが故に、手形交換所の意義も、單に組合銀行間に於ける手形上の貸借を決済せしむるに止まらず、尙進んで組合銀行の共同的施設を行ふべき機關なりと謂はざるべからざるに至らん。(註)

(註) William IL Kniffin 著 The Practical work of A Banking, p. 145 に於て手形交換所を定義して次の如く曰く、The clearing-house has been defined as "an institution maintained by an association of banks, acting under self-governing rules, for the purpose of facilitating concerted action among its members in adjusting accounts against each other with the greatest ease and at a minimum cost, and to strengthen the credit of all members by mutual watchfulness and assistance in times of stringency."

第二節 手形交換所制度の沿革

手形交換の原理は貸借相殺 (Compensatio) の觀念に基くものにして、斯くの如き思想は、遠く羅馬時代に其源を發せり、然れ共之を實際手形の貸借に及ぼしたるは、第十六世紀に於ける伊太利 Naples 市の銀行に在りとも云ふ、而して

近世に於て手形交換所の最も早く設立せられたるものは、和蘭の Amsterdam 交換所及び蘇格蘭の Edinburgh 交換所なりとす。(註)

(註) Macleod の説に據れば蘇格蘭の財政家 John Law は Amsterdam の銀行家間に行はれたる相殺の方法を知りてを其國人に傳へたりと云ふ。

(獨逸の學者は手形交換は既に第十三世紀頃の獨逸に於て發生し其後 Augsburg 並に Frankfurt に於て Skontophaze となりて發達せりとなすも、これは唯同國の廢市に於て決済するために相殺の方法を用ゐたりと云ふに止まり未だ之を以て手形交換と稱するを得ざるもの、如し。

蓋し當時の銀行業者は、競争の結果同業者を以て仇敵となし、他行宛の手形は之を纏めて不意に取付を行ひ、屢々同業者を苦めたることあり、然りと雖も、銀行の業務たる其利害密接の關係を有し、激烈なる競争は却つて相互の利益たるを自覺するや、是等の銀行は、不時の取付を廢し、一定の場所に會合して手形貸借を決済せんとするに至りしなり、而して Amsterdam 及び Edinburgh の二交換所は實に手形交換所の嚆矢なるべしと雖も、之に關して記録の據るべ

きものなきが故に、其設立の年代の如きも之を明かにすることを得ざるなり。(註)

今記録の存する手形交換所の最も古きものは倫敦手形交換所にして、普通に手形交換の濫觴として知らるゝ所のものなり、而して其設立の年代に至りては亦種々議論の存する所にして之を詳にすることを能はず、或は一七五三年となし或は一七七五年となすものあり。(註)

(註) Lawson氏は其著 History of Banking, p. 316 に倫敦手形交換所の設立を一七五五年を記す、又 Jevonsは其著 money and the mechanism of Exchange (p. 264) に一七五五年を以て交換所の起源なるを明言す。

然れども一七七三年倫敦 Martin & Co. の記録に、手形交換室使用料に關する記事 "Quarterly charge for the use of clearing room. 19s. 6d." とあるを以て觀れば、當時既に手形交換所の存在せしことは疑ふべからず、要するに倫敦手形交換所の設立は其年代を詳にすることを得ざれども、その一七五五年乃至一七七三年の間にありしこと瞭なり。

倫敦に始めて手形交換所の設立せらるゝや、

頭迷無識の徒は、之に對して大に非難の聲を奮めしが、漸次交換所の效果現はるゝや、忽にして之を激賞し盛に手形交換所組合に加盟せんとするに至り、既に一八一〇年の頃には組合銀行の數四十六行の多きに達せり。

(註) Jevons は此事實不明の理由を説明して昔の手形交換所は實際其通り個人銀行のみより成り其交換を極めて内密に行ひたりし事實に幾分歸因せるものなりと謂へり、
"Jevons accounts for this lack of more precise information in part by the circumstance that the early organization, such as it was, consisted only of private bankers, and that the transactions were conducted with great secrecy."

始め是等組合銀行は、凡て個人銀行の獨占する所となりしが(註)一八三三年以後合資會社組織の銀行設立せらるゝに至り、屢々加入の申込を受けたれども之を拒絶せしが、若し之が加入を永久に許さざる時は、彼等は別個の交換所を起すこと明白となりしを以て、一八五四年五個の會社組織の銀行を組合に加入せしめ、大に其規模を擴張すると同時に、組合銀行をして悉く

3) Clearing-House System in the World, p. 25.

英蘭銀行と當座勘定を開かしめ、交換尻決済に
振替方法を利用せしめ以て手形交換所の効果は
一般に認識せらるる所となり、爾來駁々として
發達の機運に向へり。

(註) 倫敦手形交換所は其成立の性質に因り獨占的にして「密閉會社」の一種なりを以てし。Owing largely to the character of its origin, the clearing house has been a sort of "close corporation" occasionally characterized as monopolistic. (Clearing House Systems in the world, p. 25.)

尙手形交換所の沿革史と特に注目すべきものあり、即ち手形交換所は始め銀行業者が其經濟上の効果を認めて設立せるものに非ずして、全く實際上の必要に促されて發達を見るに至りしこと之なり。蓋し當時各銀行は取引上受入れる手形又は小切手は其取立の爲めに一々行員を派出したるものなりしが、是等各行々員は其煩に堪へず、偶々途上に會合して其手形を交換し、僅に其殘高に就てのみ現金の受授をなしたり、然るに漸次其効果を認むるや、各銀行の行員は協議をなし、毎日一定の場所に會して相互の貸

借關係を決済することとなり、茲に初めて手形交換所の形式を備ふるに至れり、茲に於てか各銀行は、遂に手形交換所の必要を認め、組合銀行を組織して始めて完全なる手形交換所を設立するに至れり。

倫敦に於ける手形交換所が斯の如く大なる發達を示したるを以て、英國主要地に於ても之に倣ひて手形交換所を設置するもの漸次増加するに至れり、即ち一八七二年には Manchester 及び Newcastle に又一八八二年には Leeds に於て各手形交換所を創始せり、其後英國各地に手形交換所を設置するもの續出し、現に英蘭、蘇格蘭を合算して二十八箇所あり。

英國に於ける手形交換所の制度は、漸次歐洲大陸諸國の襲用する所となり、獨逸は一八八三年柏林交換所の開設を始めとし Frankfurt, Dresden, Leipzig, Bremen, 等の各地相次で之に倣ひ現に二十三箇所の手形交換所あり。(一九一四年現在) 又佛國に於ては一八七二年に巴里に手形交換所を創設せり、次に澳匈を觀るに、一八六四年維納に於て既に手形交換所の開始あり、

4) W. Howarth, Our Banking Clearing System and Clearing Houses, p. 24-25

此外歐洲大陸に於ては、瑞西伊太利露西亞等に
も續々其設立を見るに至れり。

次に米國に於ては、倫敦手形交換所に次ぎて
逸早く手形交換所の創設されたるは紐育なりと
す、蓋し紐育に於ては、信用制度夙に發達し手
形取引旺盛を極めしを以て、銀行は多數の手形
小切手の取立に就き大なる困難を感じたりし
が、遂に一八五三年紐育に於ける三十有餘の銀
行は、手形交換所の設立を決議し、同年十月よ
り之を實施することゝなせり、其取引の旺盛な
る遙かに倫敦を凌駕し、大正七年度に於ける交
換總額は實に一七八、五三三、二四八、七八二弗
の巨額に達し、我東京の約十六倍弱となり、大
阪の約二十倍強となる(註ノ二)而して紐育手形交
換所に次いで一八五六年 Boston、一八五八年費
府、一八六五年 Chicago、一八六八年 St. Louis、
に手形交換所を開設し現行總計百八十九箇所の
多きに達せり。(註ノ二)

(註ノ一) 大正七年度一九一八年の手形交換總額を示せば左
の如し。

紐育……一、二六、八〇〇、〇〇〇弗……………倫敦……一、三、一〇〇、〇〇〇圓
東京……一、一〇、〇〇〇、〇〇〇圓……………大阪……一、九〇、〇〇〇圓

東京……………三、七五、七六、〇〇〇圓
大阪……………一、九〇、〇〇〇圓

(註ノ二) 紐育手形交換所の交換高は世界中何れの交換高な
も優に凌駕せるものなり又其交換高は實に合衆國全部の交
換高の六割二分を占め合衆國に於ける他の交換所の交換總
額を遙かに超過せり。然りと雖も紐育市内銀行の交換高は
信託會社の業務のために實質上増加され居ることは疑なき
所なり、何となれば信託會社は皆組合銀行に當座勘定及び
準備勘定を有し其組合銀行支拂の小切手を預入し又其
組合銀行に對し小切手を振出すものなればなり、組合銀行
以外の銀行の或るものも亦組合銀行に右の如き勘定を有
す、斯くして是等總ての小切手が交換に加へられ之がため
屢々交換高の増加を來たせり。……as has been already
said, their operation as indicated by the clearings, for
except in volume that of any other such organization,
constituting fully 62 per cent. of the total of the United
States, hence considerably more than all the others in
the aggregate. It is proper to note, however, that the
clearing of New York Banks are substantially aug-
mented by the business of the trust companies since the
latter all keep current and reserve accounts with
clearing banks, in which checks upon such banks are
deposited, and against which checks are drawn. Some
of the nonmember banks also keep such accounts

with the clearing banks. These checks are, of course, included in the clearings and feebly represent large transactions.

翻て我國を見るに、明治十二年(一八七九年)

四月に始めて大阪に手形交換所を設置したり、蓋し大阪は本邦商工業中心地として夙に信用制度發達し、手形小切手を受授して取引を決済する慣習盛なりしを以てなり、然れども明治二十九年日本銀行大阪支店内に手形交換所を開設するに迫り、該交換所は同年十一月解散せり、これより先き、東京に於ては識者間に手形交換所の必要を唱へられしも、未だ設立を見るに至らざりしが、明治二十年(一八八八年)十一月より漸く開始するに至れり、爾來神戸(明治二十年七月)京都(三十一年一月)横濱(三十三年二月)廣島(三十三年六月)名古屋(三十五年九月)關門、金澤(四十五年八月)函館、小樽(大正二年三月)札幌(大正五年)等に設置せらるゝに至れり。
尙世界各国に於ける主要なる手形交換所の設立年表を示せば左の如し。

雜誌 手形交換所制度論(一)

世界各国手形交換所設立年表

| 交換所名稱 | 國名 | 設立年代 | 交換開始年月日 |
|--------------|-------|-------|-----------|
| 倫敦手形交換所 | 英國 | 一七五三年 | |
| 紐約手形交換所 | 北米合衆國 | 一八三三年 | |
| 波多手形交換所 | 北米合衆國 | 一八五二年 | |
| 費府手形交換所 | 北米合衆國 | 一八五八年 | |
| シカゴ手形交換所 | 北米合衆國 | 一八五九年 | |
| セントルイス手形交換所 | 北米合衆國 | 一八六八年 | |
| マンチエスタ手形交換所 | 英國 | 一八七三年 | |
| 巴里手形交換所 | 佛蘭西 | 一八七三年 | |
| 大關手形交換所 | 日本 | 一八七三年 | 明治十二年二月一日 |
| バツファロー手形交換所 | 北米合衆國 | 一八八二年 | |
| 伯林手形交換所 | 獨逸 | 一八八三年 | 明治十五年四月二日 |
| フランクフルト手形交換所 | 獨逸 | 一八八三年 | 四月廿三日 |
| ギヨルン手形交換所 | 獨逸 | 一八八三年 | 五月廿二日 |
| ドレスデン手形交換所 | 獨逸 | 一八八三年 | 六月十日 |
| ライプツヒ手形交換所 | 獨逸 | 一八八三年 | 六月廿五日 |
| ハムブルヒ手形交換所 | 獨逸 | 一八八三年 | 同 |
| ブレスタウ手形交換所 | 獨逸 | 一八八三年 | 同 |
| アレンメン手形交換所 | 獨逸 | 一八八四年 | 同 |
| 東京手形交換所 | 日本 | 一八八七年 | 明治二年三月一日 |
| モントリール手形交換所 | 加拿大 | 一八八九年 | 明治二年十二月一日 |
| トロント手形交換所 | 加拿大 | 一九〇一年 | |
| 神戸手形交換所 | 日本 | 一九〇一年 | 明治三年七月一日 |

第十卷 (第二號一四五) 三〇一